

千葉県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年8月3日

千葉市長 神谷俊一

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	変更年月日
まくはり訪問看護ステーション	千葉県花見川区幕張町5-392-3	社会医療法人社団 千葉県勤労者医療協会	千葉県花見川区幕張町5-392-4	
まくはり訪問看護ステーション・まくはり訪問看護ステーションサテライトてんだい	変更なし	変更なし	変更なし	

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	変更年月日
テルウェル東日本千葉若葉介護センター	千葉県若葉区小倉台3-2-5 MKビル1階	テルウェル東日本株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-14-9	
変更なし	変更なし	変更なし	東京都江東区深川2-7-6	